

今週の本棚



私たちはなぜ税金を納めるのか

大竹 文雄 評

大竹文雄評

諸富徹著
(新潮選書・1470円)

「私たちはなぜ税金を納めなければならぬのか。もし、子供が質問したとすれば、あなたはどう答えるのだろう。一番簡単なのは、憲法を持ち出すことだ。日本国憲法第30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」だ。しかし、「憲法に定められているから」と「説明」になるのは、役人や法律家の世界だけだ。子供が聞きたいのは、法律の話ではなくて、なぜ義務なのか、という問題のはずだ。実は、アメリカ、フランス、イスラエルの憲法には、納税が国民の義務だ

衆国の債務を弁済し、共同の防衛及び一般の福祉を提供するために、租税、関税、輸入税、消費税を賦課・徴収する権限を有する。」と規定されてい る。この考え方は経済学のそれにかなり近い。経済学では、防衛に代表されるものは公共財と呼ばれる。公 とは書かれていない。これらの国では、課税は政府の権利として憲法に記されているのだ。

納税の裏側

合衆国憲法では、「連邦議会は、合

に、ある思想と歴史とに、思つて、いた。そうした疑問に見事に、応えてくれるのが、本書である。

本書は、現代の租税制度がどのよくな経済思想をもとに出来上がってきたのかを、歴史的事実と経済思想をもとに分かりやすく説明する。まあ、17世紀の英國の話から始ま

で思想が違うように思える。私は以前からこのような納税感の日本の特性がどこからくるのか疑問でいるようで、何か根本的なところ

著者は、ドイツは被縛を転じる。19世紀ドイツでは、納税は「義務」だと考えられていた。ヘーゲルによつて構築されたドイツ的国家観では国家と個人は運命共同体であり、国家を経済的に支えるのは租税なのだから、納税は各個人の「義務」となるという考え方である。これに加えて、漸進主義的考え方方が、19世紀ドイツの財政学者たちの特徴だという。こうした考え方を学んだ

あつて、19世紀後半に至り、競争法が改正され、所得税も導入されることになった。所得税導入の背景に米国憲法の改正があったのだ。

現代の税の課題は、グローバル化への対応である。この問題も本書では議論される。国際的な通貨取引に課税するというトービン税、地球温暖化問題といったグローバルな課題への課税、タックスヘイブンへの対応などである。

17世紀英國から現代まで、租税の経済思想史を通じて、世の中を新たな視点で見せてくれる本だ。

納税の裏側にある思想と歴史のドラマ

衆国の債務を弁済し、共同の防衛及び一般の福祉を提供するために、租税・関税・輸入税・消費税を賦課・徴収する権限を有する。」と規定されてい

に思つてゐた。そうした疑問に見事に応えてくれるのが本書である。

本書は、現代の租税制度がどのよ
うな経済思想をもとに出来上がつ
きたのかを、歴史的事実と経済思想
をもとに分かりやすく説明する。

まことに、17世紀の英國の話から始ま

家觀では國家と個人は運命共同体であり、國家を経済的に支えるのは租税なのだから、納税は各個人の「義務」となるという考え方である。これに加えて、漸進主義的考え方方が、19世紀ドイツの財政学者たちの特徴だという。こうした考え方を学んだ

課税するといつて、ヒン、税
地球温暖化問題といったグローバルな課題
への課税、タックスへイブンへの対
応などである。

17世紀英國から現代まで、租税の
経済思想史を通じて、世の中を新た
な視点で見せてくれる本だ。

共財とは、誰かがその費用を負担すれば他の人はそれにタダ乗りできるので、強制的に税金で費用を徴収しないと過小にしか供給されないタイプの財である。福祉は所得再分配であり、民間ではうまく機能しない。

る。当時の市民革命期の2人の哲学者であるホップズとロックの租税論だ。「国家に、生命と財産の保護という機能を担わせるために、それに必要な経費を市民は自発的に拠出する」ものが租税だと彼らは言つ。「義務」とは「内なる」ぶつかり。

のが伊藤博文であり、1945年までの日本の国家や租税理解はドイツ財政学だった。